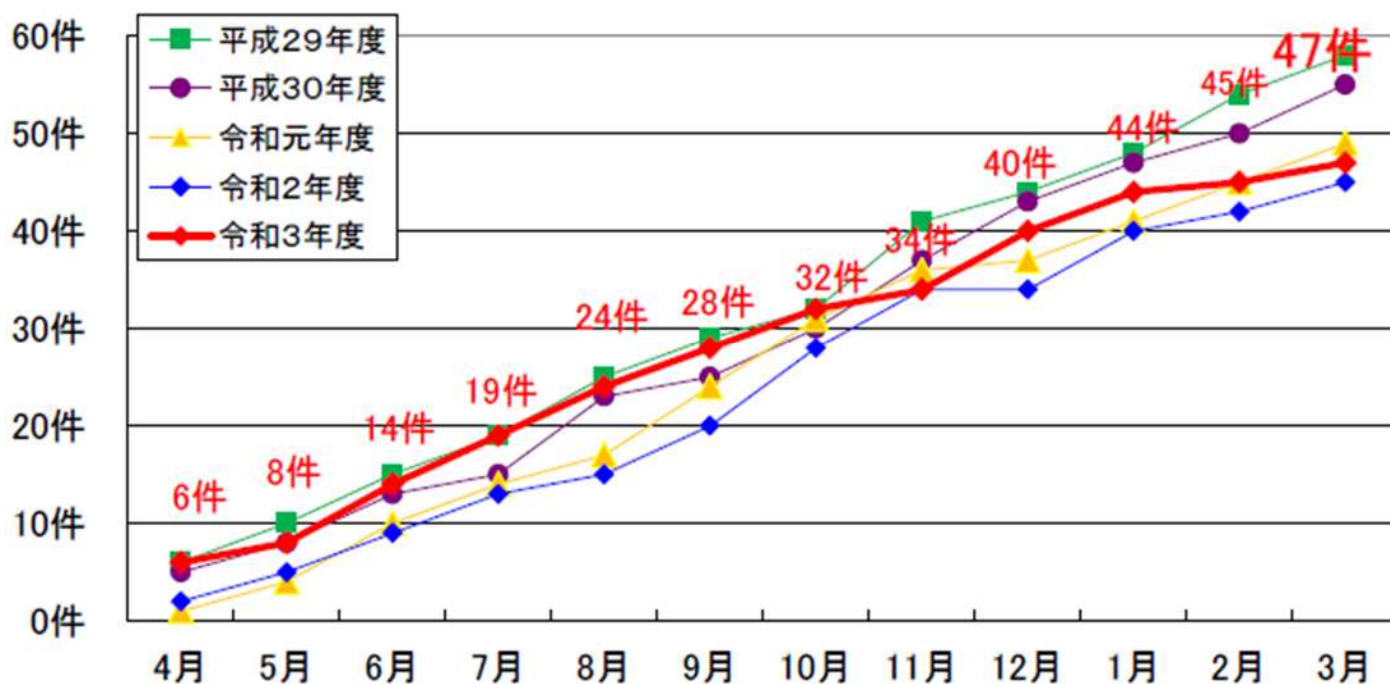


# SAFETY SUPPORT NEWS

## Contents

- 令和3年度工事事故発生状況（速報値）
- 令和4年度重点的安全対策について

## 過去5年間の工事事故発生状況(令和3年度は速報値)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平成29年度	累計 (月毎)	6件 (6件)	10件 (4件)	15件 (5件)	19件 (4件)	25件 (6件)	29件 (4件)	32件 (3件)	42件 (10件)	45件 (3件)	49件 (4件)	55件 (6件)	58件 (3件)
平成30年度	累計 (月毎)	5件 (5件)	8件 (3件)	13件 (5件)	15件 (2件)	23件 (8件)	25件 (2件)	30件 (5件)	37件 (7件)	43件 (6件)	47件 (4件)	50件 (3件)	55件 (5件)
令和元年度	累計 (月毎)	1件 (1件)	4件 (3件)	10件 (6件)	14件 (4件)	17件 (3件)	24件 (7件)	31件 (7件)	36件 (5件)	37件 (1件)	41件 (4件)	45件 (4件)	49件 (4件)
令和2年度	累計 (月毎)	2件 (2件)	5件 (3件)	9件 (4件)	13件 (4件)	15件 (2件)	20件 (5件)	28件 (8件)	34件 (6件)	34件 (0件)	40件 (6件)	42件 (2件)	45件 (3件)
令和3年度	累計 (月毎)	6件 (6件)	8件 (2件)	14件 (6件)	19件 (5件)	24件 (5件)	27件 (3件)	30件 (3件)	34件 (4件)	40件 (6件)	44件 (4件)	45件 (1件)	47件 (2件)

## Topics

- ◆近年の事故発生件数は横ばいの状況ですが、依然として工事事故は多く発生している傾向（公衆損害は増加、労働災害は減少傾向）です。



# 令和4年度重点的安全対策について

令和3年度の工事事故発生状況を踏まえて「令和4年度重点的安全対策」を定め、令和4年3月18日付けで関東地方整備局管内の各事務所や、関係業団体に通知しました。  
また関係業団体に所属する会員各社への周知も依頼しています。

## ◆令和4年度重点的安全対策項目

<b>I. 架空線等の損傷事故防止</b>
① 事前確認及び周知・指導の徹底
② 目印表示等の設置
③ 適切な誘導
④ アーム・荷台は下げて移動
<b>II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止</b>
① 適切な施工機械の選定及び使用
② 誘導員の配置
③ 作業員に対する作業方法の周知
<b>III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止</b>
① 危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底
② 現場条件に応じた措置の実施
③ 飛来落下等の防止対策の徹底
<b>IV. 足場・法面等からの墜落事故防止</b>
① 作業方法及び順序の周知
② 墜落防止設備の設置、使用
③ 安全通路の設定、周知徹底
④ 「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守
<b>V. 地下埋設物の損傷事故防止</b>
① 事前調査、試掘の実施
② 目印表示、作業員への周知
③ 監視員の配置
<b>VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害</b>
① 適切な交通誘導
② 交通関係法令の遵守



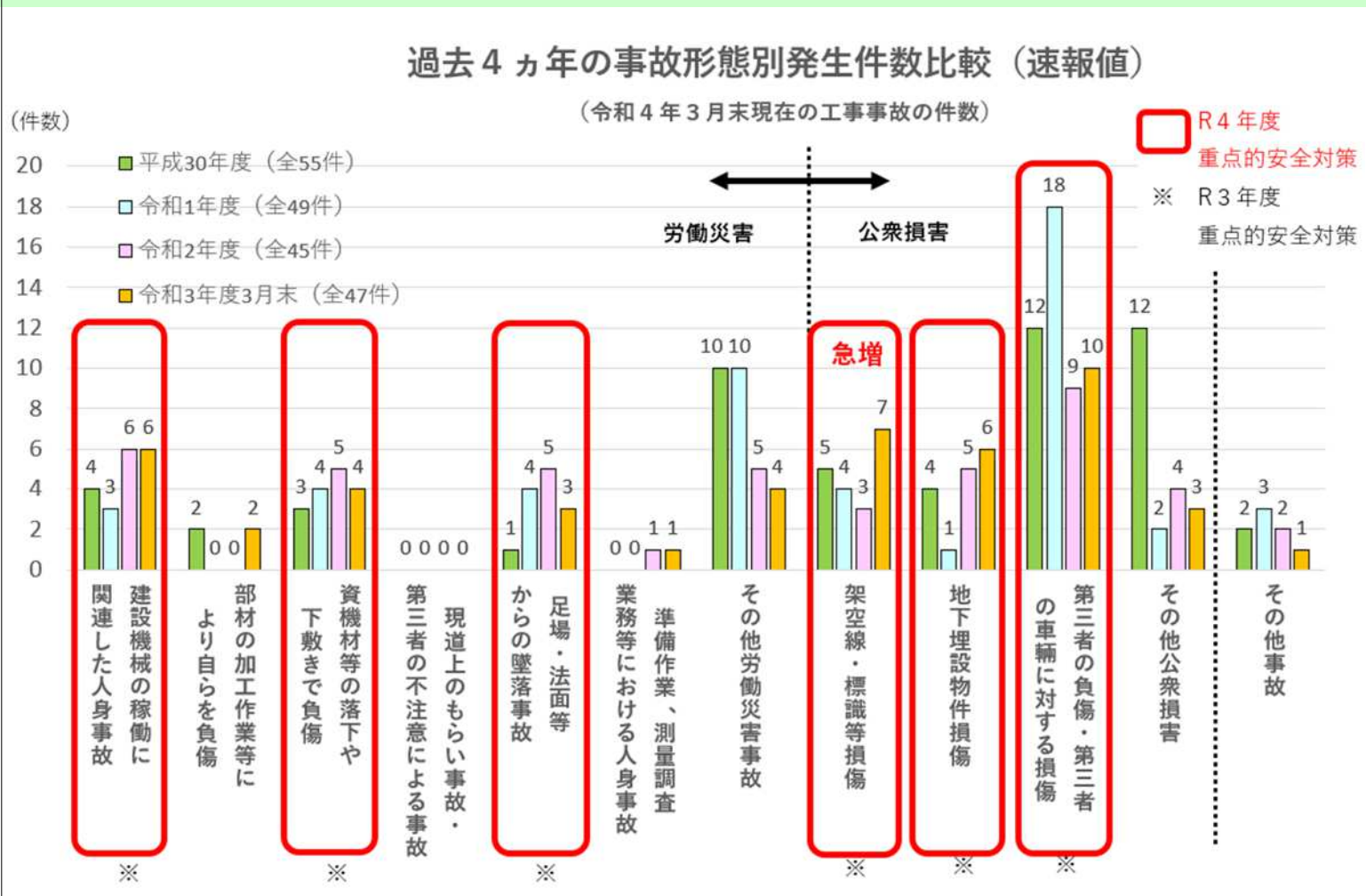
# 令和4年度重点的安全対策について

## ◆令和4年度重点的安全対策項目

Ⅶ. 事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容	
①	基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施
②	安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討
③	作業員に対する安全教育の指導徹底
④	適正な工程管理
⑤	適正な交通安全管理

※「Ⅶ.事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対して、厳しい措置を行うこととしています。

◆過去4カ年の発生形態別件数を比較すると、令和3年度は公衆災害の発生割合が多く、特に架空線・標識等損傷に関する事故が急増しています。



令和4年度重点的安全対策は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

関東地方整備局HP >> [https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000800616.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000800616.pdf)



# 令和4年度重点的安全対策について

◆令和3年度は、建設機械・バックホウのアームやダンプの荷台を下げ忘れたことが原因で架空線を損傷した事故が急増しています。  
架空線・標識等の損傷事故により、電力施設や通信施設に損傷を発生させると第三者への影響が非常に大きいため、ご注意願います。



架空線対策の例

## 架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認しているか。		/ /
2. 現地調査結果を発注者(監督職員)に報告したか。		/ /
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管		/ /
8. 接触のおそれのある高圧線には防護措置を講じているか。または誘導員を配置しているか。		/ /
9. 電路から下記の離隔距離が十分とれているか。		/ /

※ 各種**チェックリスト**は**関東地整HP**に掲載されております。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000059661.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf)